

複合系遊具は、安全を確保するため構造や寸法を考え、適切な安全領域を確保する必要があります。遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014に準拠しています。

各部の設計・デザイン

- "遊び要素"の設計・デザインは、子どもが判断可能な事故・危険性であるリスクと判断不可能な事故・危険性であるハザードを区別して考え、リスクは適切に管理し、ハザードは除去するように努めなければならない。
- ②"遊び要素"の組み合わせは、利用者の動線に十分配慮して計画し、不用意な動線の交差を避けなければならない。
- ③「すべり台」を滑降系要素として、その他の要素と組み合わせる場合は、滑降に移る際の安全を確保するために、 滑降部と同じ幅またはそれ以上の幅で、奥行300mm以上の水平な部分(踊り場)を設けること。
- ④「一方向ぶらんこ」および「全方向ぶらんこ」を揺動系要素として、単純に組み合わせてはならない。ただし、動線の不用意な交差を防ぐための配慮、十分な安全領域の確保、ならびに、組み合わせることによって生じる新たなハザードの除去に十分配慮した場合は、組み合わせることができる。
- ⑤段差のあるデッキ間にガードレールや落下防止柵を設ける場合は、上段デッキから下段デッキのガードレールや落下防止柵の上面に、容易にアクセスできない構造とすること。
- 6屋根を設ける場合は、屋根部に容易に登れない構造とすること。

注意すべき動線交差例



揺動系要素との動線交差



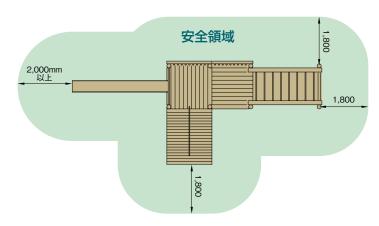
滑降系要素との動線交差



滑走系要素との動線交差

安全領域

- ●安全領域は、遊具を安全に利用する為に個別の 遊具ごとに確保する。
- ②複合遊具の安全領域は、複合されている各種 遊具(要素)の外形を基準に、その外側に必要 な範囲を確保する。
- 3安全領域は、設置面だけでなく遊具の上部空間 にも確保する。



警告表示板の設置

遊具の使用者の多くは子どもたちで、正しい利用法以外の遊び方を行う事があります。

そこで、予測される危険行動の禁止を警告表示板として明記し、注意を促す事によって、危険行動に対する利用者への理解を求め、正しい遊び方へと誘導する事で未然に事故を防ぐことができると考えます。

警告表示ピクトサイン例



- ●必ずくつをはいてあそびましょう。
- ●ぬげやすいくつであそんではいけません。
- ●カバン・マフラーなどをみにつけたままあそんではいけません。
- うんどうしやすい服をきてあそびましょう。
- ●からだのちょうしのわるいときはあそんではいけません。
- ●ぜったいにゆうぐからとびおりてはいけません。
- ●らんぼうにあつかってはいけません。



この注意板をよく読んで遊びましょう